

告示第27号

喬木村公共工事中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、喬木村財務規則（昭和58年喬木村規則第2号。以下「規則」という。）第75条第1項に規定する既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象工事は、既に前金払をしている公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、当該公共工事の請負代金の額が130万円以上のものとする。

(中間前金払の額)

第3条 中間前金払の額は、請負代金の額の10分の2以内を限度とする。ただし、既にした前金払と中間前金払との合計額は、請負代金の額の10分の6以内とする。

2 中間前金払の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(中間前金払の要件)

第4条 中間前金払は、次に掲げる全ての要件を満たす場合にすることができるものとする。ただし、工期及び請負代金の額に変更がある場合は、中間前金払の認定申請時点の工期及び請負代金の額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払の併用)

第5条 中間前金払は、部分払（規則第137条に規定する部分払をいう。）と併用できるものとする。ただし、部分払を受けた後に中間前金払の請求はできないものとする。

(中間前金払の申請等)

第6条 中間前金払の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

中間前金払認定申請書に、次に掲げる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

- (1) 工事履行報告書
- (2) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、中間前金払認定通知書により申請者へ通知するものとする。

3 村長は、中間前金払を認定する際、申請者が提出する資料に内容の不備があるとき又は特別な事情があるときを除き、速やかに認定結果を通知するものとする。

(支払)

第7条 前条第2項の認定を受けた申請者は、請求書に中間前払金保証証書(法第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書をいう。)を添付して提出するものとする。

2 村長は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前金払をするものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。